

⚠️ ご注意いただきたいこと

■年金の種類と年金支払期間について

年金の種類には、定期年金タイプと終身年金タイプの2種類があり、必要な年金支払期間などに応じて選択することができます。定期年金タイプは、年金支払期間が5年・10年・15年のいずれか(税制適格特約付契約の場合、5年は選択できません。)から選べます。終身年金タイプは、年金支払期間が終身で、保証期間は年金支払開始年齢が50歳・55歳・60歳・65歳の場合は15年、70歳・75歳の場合は10年、80歳・85歳・90歳の場合は5年となります。

■加入年齢の範囲・共済掛金払込終了年齢および年金支払開始年齢について

加入年齢*1	共済掛金払込終了年齢	年金支払開始年齢*2*3
18~45歳(18~40歳)	50歳	50歳~90歳
18~50歳(18~45歳)	55歳	55歳~90歳
18~55歳(18~50歳)	60歳	60歳~90歳
18~60歳(18~55歳)	65歳	65歳~90歳
18~65歳(18~60歳)	70歳	70歳~90歳
18~70歳(18~65歳)	75歳	75歳~90歳
18~75歳(18~70歳)	80歳	80歳~90歳
18~80歳(18~75歳)	85歳	85歳~90歳
18~85歳(18~80歳)	90歳	90歳

※1 ()内は税制適格特約を付加する場合の加入年齢です。

※2 定期年金タイプで税制適格特約付契約の場合、年金支払開始年齢は60歳以上である必要があります。

※3 年金支払開始年齢は5歳刻みとなります。

■年金を受け取る権利に対する課税について

共済契約者(共済掛金負担者)と年金受取人が異なる場合は、年金支払開始時に年金を受け取る権利が贈与税の課税対象になります。共済契約者以外の方が実質的に共済掛金を負担されている場合には、共済契約者ではなく、共済掛金負担者により判定されることとなりますので、ご注意ください。

■指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

受取人となる被共済者が、病気やケガにより年金等を請求できない身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人がその年金等を代理請求することができます(被共済者が年金受取人の場合に限りです)。

(例) 病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき

※指定代理請求人に年金等を既にお支払いしている場合は、その後年金等

の受取人からその年金等についてご請求を受けても重複してお支払いはいいたしません。

※ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人による代理請求ができない場合があります。

■お受取金額について

定期年金タイプで年金の一括払いをご請求された場合や、終身年金タイプで年金支払期間中にお亡くなりになられた場合には、年金受取総額と死亡給付金等(未支払年金を含みます)の合計額が、お申込みいただいた共済掛金の総額を下回るときがあります。

■扱別について

告知書扱いです。

■割りもどし金について

ご契約6年目以降の年金支払開始時(税制適格特約付契約については、割りもどし金の全部が年金原資へ充当されます)およびご契約の解約・解除・消滅時、年金支払期間が満了したときにお支払いしますが、割りもどし金の額はお支払い前年度までの収支を反映して決定しますので、現時点で確定していません。また、収支状況によってはお支払いできない場合もあります。

※次の場合は割りもどし金をお支払いしません。

- (1) 契約日以後5年を経過していない場合
- (2) 契約日の翌年に年金のお支払いが開始される一時払いの定期年金(年金支払期間5年)

■解約時の返れい金について

解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい金としてお支払いします。また、ご解約の際の返れい金は、既にお申込みいただいた共済掛金に相当する額を下回る場合があります(特に早期のご解約ほど影響が大きくなります)。なお、ご契約の解約は、年金支払開始日以前に限りです。詳細は組合までお問い合わせください。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「JA共済フォルダー」へのご契約の登録をおすすめします。

ご契約内容を毎年お届けします!	JA窓口での住所・電話番号等の変更がスムーズになります!	JA共済宿泊保養施設のサービス・特典がご利用いただけます!
-----------------	------------------------------	-------------------------------

さらにJA共済ホームページの「JA共済フォルダーネット」にご登録いただくと

- インターネット上でご契約内容の確認、住所・電話番号の変更、各種ご案内書の閲覧ができるようになり、もっと便利になります。
- ご希望の方は、冊子での「ご契約のしおり・約款」の交付に代え、インターネット上でご覧いただくWeb約款をお選びいただけます。

JA共済の資料請求サイト



はじめて共済

検索

<http://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。

JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ 0120-536-093

受付時間: 9:00~18:00(月~金曜日) 9:00~17:00(土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは

ひとの保障
ご加入いただける年齢
18歳~85歳



予定利率変動型年金共済

ライフロード

自分で準備する将来の年金保障!



拝啓 未来のわたし、楽しんでますか?



保障内容

ご契約例

このプランにご加入いただける年齢

18歳～50歳

*ご加入いただける年齢はプランによって異なります。

ご契約例

加入年齢: **25歳**

主契約

- 定期年金タイプ
- 共済掛金払込終了年齢: 60歳
- 年金支払開始年齢: 60歳
- 年金支払期間: 10年

特約

- 指定代理請求特約
- 税制適格特約

共済掛金(2019年4月現在)

月払い**1万円**(払込共済掛金累計額 **420万円**)

*共済掛金の払込方法は、上記の「月払い」のほか、年に一度お払込みいただく「年払い」があります。

ポイント

1 年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。

*予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。

2 個人年金保険料控除が受けられます。

*所定の条件を満たし、**★税制適格特約**を付加している場合に限りです。

3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

次の項目の両方が「いいえ」の場合にご加入いただけます。

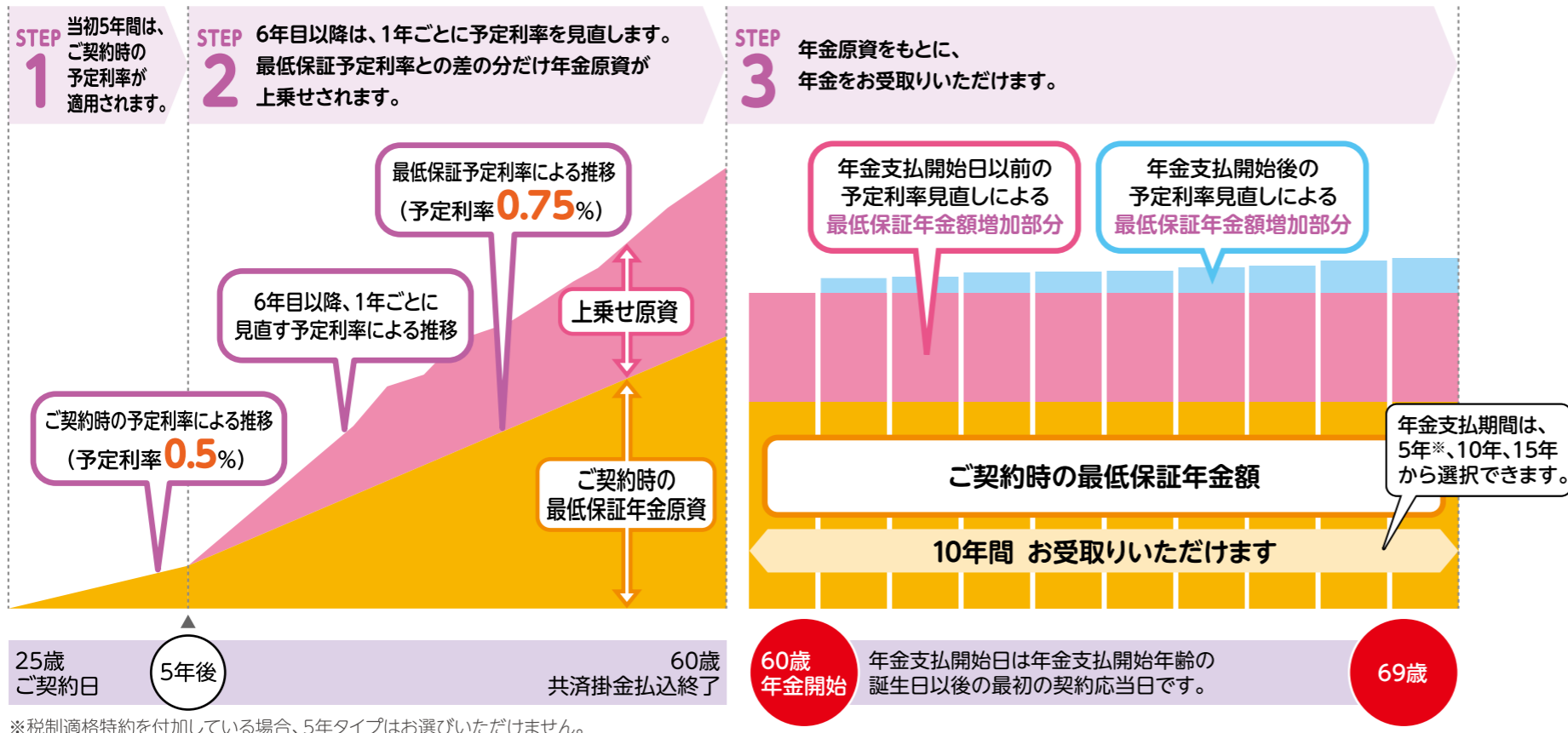
Q1 現在、病気や外傷で、安静療養中ですか？
(安静療養中とは、病気や外傷により、仕事や家事ができない状態で、入院中または家庭で療養していることをいいます。)

Q2 今後、入院または手術(レーザー・カテーテル・内視鏡・放射線によるものを含みます。)の予定がありますか？
(医師により入院または手術をすすめられている場合や、医師と相談している場合を含みます。)

*両方が「いいえ」の場合でもご職業、これまでの共済金の支払請求内容などによってご契約いただけないことがあります。

4 年金支払開始年齢・NEW 加入年齢・払込終了年齢の範囲がひろがってライフプランに応じた柔軟な保障設計ができるようになりました。

仕組図



このプランには、下記の**特約**も含まれています。

指定代理請求特約 受取人となる被共済者が、年金等を請求できない身体状況にある場合などに、あらかじめ指定された方が代理請求することができます(被共済者が年金受取人の場合に限りです)。

所定の条件を満たし、**税制適格特約**を付加している場合は、**一般生命保険料控除とは別枠で個人年金保険料控除の対象となり、共済掛金のうち一定額について所得控除を受けられます。**

★税制適格特約

年金共済の払込共済掛金合計額 **年間8万円以上の場合**

所得税 4万円の所得控除

住民税 2.8万円の所得控除

税制適格特約を付加できる条件

- 1 年金受取人が被共済者で、かつ共済契約者または共済契約者の配偶者であること。
- 2 共済掛金の払込期間は10年以上にわたり、定期的に払い込むこと。
- 3 定期年金タイプの場合は、年金支払開始年齢が60歳以上で、かつ年金支払期間が10年以上であること。

なお、税制適格特約を付加した場合、ご契約内容の変更に制限があります。特に、共済契約者(共済掛金負担者)と年金受取人が異なるご契約の場合、年金開始時に年金を受け取る権利が贈与税の課税対象になりますが、年金受取人の変更等はできませんのでご注意ください。

*記載の税務のお取り扱いについては、2019年1月末現在の法令等に基づくもので、将来のお取扱いを保証するものではありません。変更された場合には、変更後のお取扱いの内容が適用されますのでご注意ください。個別のお取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。

*契約日が平成24年1月1日以降の場合です。
*他に生命共済等の契約がある場合には、上記と異なる場合があります。

予定利率と年金額

ご契約6年目以降の予定利率の推移によって、**年金額の増加**が期待できます。

当初5年間の予定利率 **0.5%** 6年目以降の最低保証予定利率 **0.75%**

(2019年4月現在)

この予定利率は、共済掛金の払込方法を年払いもしくは月払いとした場合の予定利率です。ご契約時の予定利率は、毎年設定されます。したがって、ご契約時期によって適用される予定利率が異なり、最低保証年金額が変更となる場合がありますので、JAまでご確認ください。

ご契約時の最低保証年金額	当初5年間の予定利率	6年目以降の最低保証予定利率	60歳時の最低保証年金額	年金受取総額
	0.5%	0.75%	男性 456,287円 女性 456,200円	4,562,870円 4,562,000円

予定利率の変動に応じた年金額の試算	予定利率		60歳時の年金額	年金受取総額
	当初5年間	6年目以降		
	0.5%	1.47%の場合 (2019年度適用の予定利率)	男性 516,302円 女性 516,054円	5,287,981円 5,282,716円

(2019年4月現在)

*年金受取総額は年金支払期間中に全期間毎年年金をお受取りいただいた場合の受取総額を試算しています。
*上記の表はあくまでも試算であり、将来の年金のお受取り額をお約束するものではありません。

割りもどし金	ご契約6年目以降の年金支払開始時(税制適格特約付契約については、割りもどし金の全部が年金原資へ充当されます)およびご契約の解約・解除・消滅時、年金支払期間が満了したときにお支払いしますが、割りもどし金の額はお支払い前年度までの収支を反映して決定しますので、現時点で確定していません。また、収支状況によってはお支払いできない場合もあります。
返れい金	解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい金としてお支払いします。また、ご解約の際の返れい金は、既にお払込みいただいた共済掛金に相当する額を下回る場合があります(特に早期のご解約ほど影響が大きくなります)。なお、ご契約の解約は、年金支払開始日以前に限りです。

万一お亡くなりになられた場合の死亡給付金

年金支払開始日の前日までにお亡くなりになられた場合

死亡給付金として、死亡日の属する共済年度の月中央における共済掛金積立金に相当する額またはお払込みいただいた共済掛金のうちいずれか大きい額をお受取りいただけます。
なお、災害でお亡くなりになられた場合*には、そのいずれか大きい額の1.1倍の金額をお受取りいただけます。
*被共済者が災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、または所定の感染症により死亡されたときをいいます。

年金支払開始日以後にお亡くなりになられた場合

〈定期年金タイプの場合〉
年金支払開始日の前日における共済掛金積立金に相当する額から既にお受取りになられた年金の合計額を差し引いた残額を死亡給付金としてお受取りいただけます。

予定利率について

- 予定利率とは、共済掛金積立金を積み立てる際に適用されるあらかじめ定められた利率のことです。この共済に適用される予定利率は、ご契約当初5年は固定ですが、ご契約6年目以降は毎年見直されます。
- 予定利率は共済掛金積立金にかかるものであり、お支払いいただいた共済掛金全体に対するものではありません。したがって、共済掛金全体に対する利回りは予定利率よりも低くなります。

● 一生涯の年金を準備したい方には「終身年金タイプ」もご用意しています!

終身年金タイプの取扱いについては定期年金タイプと異なりますので、詳細は「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。